最終更新日：2017年6月30日

日本特殊塗料株式会社
代表取締役社長　酒井万喜夫
問合せ先：代表取締役専務　業務本部長　田谷　純
証券コード：4619
http://www.nttoryo.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、コンプライアンスが企業の存続、発展に必要不可欠であるとの認識のもと、取締役及び使用人が健全な社会規範のもとにその職務を遂行するため「日本特殊塗料行動規範」を定めてコンプライアンスの充実を図るとともに、企業の持続的発展と企業価値の最大化に努めております。
この目的のため、効率的で透明性のある経営を行うことが重要であると認識し、コーポレート・ガバナンスの強化を経営の重要課題の一つと位置付け、株主をはじめとするステークホルダーから信頼され、魅力ある企業の実現を目指しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4　株主総会における権利行使】
当社は、議決権行使の環境作りとして、議決権行使の電子化を導入しております。
招集通知の英訳につきましては、社内での検討を進めておりますが、現時点では実施にいたっておりません。当社の株主における海外投資家の比率等の推移を踏まえつつ、引続き、実施を検討してまいります。

【補充原則4-2-1　取締役会の役割・責務(2)】
経営陣の報酬は、月額報酬と業績連動報酬(賞与)により構成されております。自社株報酬は現在導入しておりませんが、持続的な成長に向けた健全なインセンティブが機能するよう、中長期的な業績と連動する報酬制度の導入等についても、今後検討してまいります。

【原則5-2　経営戦略や経営計画の策定・公表】
当社は、現段階において中期経営計画を公表しておりませんが、中期経営計画を策定し、売上高・経常利益等の目標値やその実現のための戦略等を定めております。中期経営計画の開示・公表につきましては、今後検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4　いわゆる政策保有株式】
＜株式等の政策保有に関する方針＞
当社は、中長期的な企業価値向上を目指すにあたり、研究開発・生産・販売等の過程において、様々な企業との協力関係・信頼関係を構築することが重要であると考えております。
そのため、当該取引先との関係維持・強化がもたらす事業戦略上の効果に加え、中長期的な経済合理性等を総合的に判断し、政策的に必要と考える株式については、保有していく方針です。
＜政策保有株式に係る議決権の行使＞
政策保有に関する方針を踏まえ、保有先企業の経営方針や経営戦略等を尊重した上で、当社の中長期的な企業価値向上に資するか否かの観点から、議案毎に賛否を総合的に判断し、議決権を行使します。

【原則1-7　関連当事者間の取引】
当社が当社役員と取引を行う場合には、取締役会規程に基づき、取締役会での承認を得ることとしております。
主要株主との取引については、一般の取引と同様に市場価格を十分勘案し、希望価格を提示して交渉のうえ決定しています。また、取締役会規程に基づいて、取引の重要性の高いものについては取締役会に付議し、当該取引が当社や株主共同の利益を害することのないよう監視する体制を整えております。

【原則3-1　情報開示の充実】
(1)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画
当社のホームページに、経営の基本理念、経営の基本方針、長期ビジョンを掲載しておりますのでご参照ください。
(http://www.nttoryo.co.jp/company/policy.html)
(2)本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
当報告書の「1.基本的な考え方」、及び有価証券報告書の「6(1)コーポレート・ガバナンスの状況」に記載のとおりです。
(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
当社の取締役報酬は、月額報酬と賞与により構成されています。
月額報酬は、職務執行の対価として、業界水準や当社の経営環境等を考慮した上で、職位、職務内容等に応じた適切な水準で決定します。
賞与については、各事業年度の業績や各取締役の貢献度に加え、従業員の賞与水準や株主への配当等を総合的に勘案して決定します。
なお、各取締役の報酬は、株主総会の決議により取締役全員の報酬総額の最高限度額を決定しており、取締役会の授権を受けた代表取締役の協議により決定しております。
(4)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
当社の社是、経営の基本理念、経営の基本方針を理解し、その具現化に貢献できることを基本的な条件に、幅広い視野・長期的な視点をもって当社の持続的発展と企業価値の向上、コーポレートガバナンス強化に資する人材を経営陣幹部、取締役・監査役候補者に指名・選任しております。
さらに社外取締役・社外監査役については、法律、財務、会計等に関する専門知識や企業経営に関する経験・見識等を勘案の上、法令や東京証券取引所の定める独立性に関する判断基準等に則り、独立性・中立性の観点から客観的かつ公正な立場で業務執行または業務執行の監査が可能である人材を選定しております。
(5)取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
取締役・監査役候補者について、個々の略歴と選任理由を株主総会招集通知に記載しております。

【補充原則4-1-1　取締役会の役割・責務(1)】
　当社は、取締役会で審議・決定する事項を社内規程・規則に定め、法令・定款に従って取締役会を運営しております。また取締役会は、経営機構及び各取締役の管掌業務を定め、各取締役は、社内規程・規則に基づき、それぞれの業務執行を行っております。
　業務の執行につきましては、取締役会の経営監督機能をより強化するため執行役員を選任し、機動的な意思決定と経営効率の向上を図っております。
　また、取締役会が出席する常務会を原則毎週開催し、常務会において、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を行うとともに、執行役員を加えたメンバーでの経営企画会議を開催し、特に絞り込んだ重要なテーマについて議論・検討を行っております。

【原則4-8　独立社外取締役の有効な活用】
　当社は、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実と企業価値の向上を図るため、法令や東京証券取引所の定める独立性に関する判断基準等に則り、独立役員である社外取締役2名を選任しております。

【原則4-9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
　当社は、法令や東京証券取引所の定める独立性に関する判断基準を満たすことを前提に、法律、財務、会計等に関する専門知識や企業経営に関する経験・見識等を有し、社外取締役・社外監査役として適切に職務を遂行できることを要件とし、取締役会における建設的な議論・検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定しております。

【補充原則4-11-1　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
　当社は、取締役候補者を決定するに際し、各部門の業務に精通し、当該部門の経営に強みを発揮できる人材、豊富な経験や専門的な知識をもとに企業全体の経営管理に強みを発揮できる人材等のバランスに配慮し、取締役会全体としての知識、経験、能力のバランス及び多様性を確保することとしております。
　また、経営に関する実質的な審議と迅速な意思決定が可能な規模として、取締役の人数を15名以内とする旨を定款に定めております。

【補充原則4-11-2　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
　株主総会招集通知の事業報告及び株主総会参考書類において、各取締役・監査役の重要な兼職状況を開示しております。

【補充原則4-11-3　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
　当社は、取締役会の機能の向上を図るため、その実効性について分析・評価を行い、結果の概要を開示することとしております。
　平成28年度については、取締役会の体制や運営方法は概ね適切であり、議案について十分な検討時間が確保された上で、社外取締役・社外監査役の意見についても、取締役会の決議、取締役・執行役員の業務執行に適切に反映されている旨を確認しております。
　以上のことから、全体として取締役会の実効性は確保されているものと判断いたしました。これらを踏まえ、取締役会の監督機能・意思決定機能の更なる向上を図ってまいります。

【補充原則4-14-2　取締役・監査役のトレーニング】
　当社は、取締役・監査役に対するトレーニングの方針を、次のとおり定めております。
　1. 取締役・監査役が就任する際には、その役割・責務を果たすために必要となる当社の事業・財務・組織等に関する知識、経済情勢・業界動向・財務会計・コーポレートガバナンス等に関する知識を提供する
　2. 取締役・監査役に対し、外部機関の開催する各種セミナー・講習の紹介等を適宜行うとともに、社内における勉強会等を開催し、知識・技能を更新・向上する機会を提供する
　3. 取締役・監査役がトレーニングに要する費用については、社内規程に従って会社が負担する

【原則5-1　株主との建設的な対話に関する方針】
　当社は、最高財務責任者(CFO)を中心とするIR体制を整備し、当社の経営方針や経営計画等に対する理解を得るため、株主や投資家との対話の充実に努めております。
　株主との建設的な対話を促進するため、株主との対話全般についてCFOがその統括を行い、株主との実際の対話(面談)は、合理的な範囲で、CFOを中心に経営陣幹部または取締役が対応することを基本とします。
　また、株主との対話を含むIR全般において財務部がCFOを補佐し、各事業部門を含む関係各部署からの情報収集やフィードバック等を積極的に行って緊密な連携をとるとともに、CFOは対話を通じて得られた株主の意見等を取締役会や取締役が参加する常務会、経営企画会議にて報告し、経営陣幹部で情報を共有します。
　当社は、適時かつ公正、適正な情報開示と、当社ホームページ等での情報開示の充実に努めております。さらに、投資家向けの決算説明会の開催や、決算発表時にはマスコミ向けの決算説明の機会を設け、対話の手段の充実にも取り組んでおります。
　対話に際してのインサイダー情報の管理については、決算情報の厳密な管理と公平性確保のため、決算発表前の一定期間を、決算及び業績見通しに関するコメントを行わない期間とします。
　また、社内では、未公表の重要な内部情報が外部へ漏洩することを防止するため、内部情報管理規程に基づき、情報管理を徹底しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
AUTONEUM　HOLDING　AG	2,360,100	10.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	2,192,700	9.29
関西ペイント株式会社	1,867,750	7.91
株式会社三菱東京UFJ銀行	878,840	3.72
明治安田生命保険相互会社	756,007	3.20
株式会社中外	717,000	3.04
トヨタ自動車株式会社	705,430	2.99
HORIZON　GROWTH　FUND　N. V.	648,400	2.75
ニットク親和会	575,980	2.44
株式会社ヒロタニ	499,000	2.11

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における（連結）従業員数 更新	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数 更新	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
奈良　道博	弁護士											
矢部　耕三	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
奈良　道博	○	―――	弁護士としての専門的見地から当社の経営戦略に対する助言・提言をいただき、意思決定の客観性およびコーポレート・ガバナンスの向上に活かしていただけるものと判断したためであります。 なお、当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。
矢部　耕三	○	―――	弁護士・弁理士としての経験・見識を活かし、経営の透明性、コーポレート・ガバナンスの向上に資する専門的かつ客観的な助言・提言をいただけるものと判断したためであります。 なお、当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

・監査役と会計監査人の連携状況
　各事業年度において、重点監査事項を含めた監査計画の概要と監査結果についての報告・説明を受けるとともに、積極的な意見・情報交換を行い、効率的な監査を実施しております。
　また、会計監査人による事業所往査、資産棚卸の立会い等の監査にも必要に応じて立会い、適宜意見交換を実施しております。

・監査役と内部監査部門の連携状況
　当社は、内部管理体制の適正性を監査する部署として、社長直轄の監査室を設置しております。
　監査役は、内部統制システムの整備状況、会社の業務及び財産の状況の調査その他監査業務の遂行にあたり、内部監査部門と緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
高橋善樹	弁護士													
松藤斉	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高橋善樹	○	――	弁護士および弁理士として企業法務に関する豊富な経験と卓越した見識、また会計に関する知見を有しており、専門的な知識・経験を当社の経営の健全性確保及びコーポレート・ガバナンスの向上に活かしていただくことを期待し、社外監査役に選任しております。 なお、当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判

			断しております。
松藤斉	○	―――	公認会計士として長年の実務経験があり、財務および会計に関する高い専門性と豊富な経験を当社の経営の健全性確保及びコーポレート・ガバナンスの向上に活かしていただくことを期待し、社外監査役に選任しております。 なお、当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

現在、取締役へのインセンティブの付与は行っておりませんが、今後の課題として検討してまいります。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

1. 有価証券報告書及び事業報告で取締役、監査役の報酬の総額を開示しております。
2. 平成29年3月期に係る取締役及び監査役の報酬等の額
(1)取締役
取締役8名に対し、年額275百万円
(2)監査役
監査役4名に対し、年額35百万円
(注)上記の監査役の人数には、平成28年6月23日開催の第110期定時株主総会の終結をもって退任した監査役1名を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役の専従スタッフは配置しておりませんが、必要に応じて業務本部及び監査室が適宜必要なサポートを行っております。
なお、社外取締役は、常務会や経営企画会議に出席することで、会社の経営方針や経営戦略、利益計画とその進捗状況、重要な契約、重要な会社財産の取得・処分等の取締役会に提案する重要事項について、具体的内容の協議・検討状況を把握し、必要に応じて助言・提言する体制を整えております。
また、常勤監査役は、同会議に出席して把握した内容等を監査役会に報告することで、社外監査役との情報共有を図るとともに、社外監査役からの助言・提言を受ける体制を整えております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

1. コーポレート・ガバナンス体制の概要

当社では、取締役会と監査役会の枠組みの中で、適正かつ効率的な経営意思決定と取締役の職務執行の監督を行っております。

取締役会は、取締役10名（うち社外取締役2名）で構成されており、原則月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、業務執行の状況を審議するとともに、法令で定められた事項や経営の重要事項を決定しております。

また、取締役会の経営監督機能をより強化し、経営効率の向上や機動的な意思決定を図るため、執行役員制度を導入しております。

さらに、取締役並びに常勤監査役が出席する常務会を毎週開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行うとともに、執行役員を加えたメンバーでの経営企画会議を開催し、特に絞り込んだ重要なテーマについて、議論を行っております。

監査役会は、社外監査役2名を含む3名で構成されており、監査役会を原則月1回開催し、監査に関する重要事項について報告、協議、決議を行っております。

監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に基づき、取締役会、常務会、その他経営上の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べるほか、子会社を含む業務執行の調査等を通じ、取締役の職務執行について適法性、妥当性の監査を行っております。

2. 内部監査及び会計監査の状況

当社は、内部管理体制の適正性を監査する部署として社長直轄の監査室（2名、うち1名は公認内部監査人）を設置しております。

監査室は、業務の適正性と効率性の向上を目的に、当社グループ全体の内部統制の整備・運用状況、内部管理体制の有効性等について監査を実施しております。

また、会計監査の状況については、当社の監査証明に係る会計監査人として、新日本有限責任監査法人との間で監査契約を締結しており、会社法監査及び金融商品取引法監査を受けるとともに、社外監査役を含む監査役や監査室との間で、監査計画の説明をはじめ、監査結果の報告及び意見交換等を定期的に実施しております。

3. 社外取締役及び社外監査役

当社は、社外取締役が取締役会等を通じて内部統制の状況を把握し、客観的かつ公正な立場から必要に応じて助言・提言できる体制を整えております。

社外監査役は、独立性・中立性の観点から客観的に監査を実施するとともに、定期的に取締役会及び監査役会に出席し、豊富な経験と見識から取締役会の業務執行の適法性を監査しております。また、会計監査人や監査室と定期的な情報交換・意見交換を行い、監査の実効性の向上を図っております。

なお、当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

当社では、取締役会と監査役会の枠組みの中で、適正かつ効率的な経営意思決定と取締役の職務執行の監督を行っております。

取締役会は、取締役10名（うち社外取締役2名）で構成されており、原則月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、業務執行の状況を審議するとともに、法令で定められた事項や経営の重要事項を決定しております。

これは効率的な意思決定にとって適正な水準であるとともに、経営の客観性と透明性の確保にとって適当な構成であると考えております。

また、当社は監査役制度を採用しております。監査役会は、社外監査役2名を含む3名で構成されており、監査役会を原則月1回開催しております。監査役は会社業務全般にわたり、取締役の職務執行について適法性、妥当性を監査しており、特に常勤監査役は、取締役会、常務会、その他経営上の重要な会議に原則毎回出席し、取締役の職務執行を十分に監視できる体制となっております。さらに、社外監査役2名は公認会計士、弁護士、弁理士としての専門的見地から監査を行っており、経営の監視機能が十分に機能する体制が整っているものと判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の早期発送、および当社ホームページへの掲載等による発送前開示に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主に出席していただくよう、集中日より1週間程度早めて開催しています。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を可能としております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けの決算説明会を開催し、代表取締役社長（COO）等による決算・事業概況等の説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信等の財務情報、環境報告書など、投資者等による当社現状の理解・評価に資する資料をホームページに掲載しています。	
IRに関する部署（担当者）の設置	業務本部財務部内に、IRに関する担当者を置いております。	
その他	決算短信及び第2四半期決算短信の情報開示後、東京証券取引所の兜倶楽部において、代表取締役社長（COO）等による決算説明を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「日本特殊塗料行動規範」に、あらゆるステークホルダーの正当な利益を尊重しつつ、業務や事業活動のリスクを管理し、良識ある企業活動を行って社会に貢献することを目指す旨を記載しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、経営の基本理念のひとつとして、「環境と共生し、国際標準に準拠しつつ、永遠の発展をめざす」ことを掲げ、環境に配慮しつつ機能性を追及し、環境保全、そして快適な社会づくりへの貢献を図ってまいります。 また、環境保全、CSR活動等の取組内容を広く理解していただけるよう、毎年環境・社会報告書を作成し、ホームページに掲載する等、情報開示の充実を図ってまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「日本特殊塗料行動規範」において、当社の財務内容や事業活動状況等の経営情報を的確に開示するとともに、会社の経営理念・経営方針を明確に伝える旨を規定しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムに関する基本方針

1．取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1)当社は、コンプライアンスが企業の存続、発展に必要不可欠であるとの認識のもと、取締役および使用人が法令および定款を遵守し、健全な社会規範のもとにその職務を遂行するため「日本特殊塗料行動規範」および法令遵守規程を定める。

(2)取締役会は、原則として月1回開催し、取締役間の意思疎通を図るとともに、相互に職務執行を監視・監督する。また、監査役による職務執行の監査を受け、必要に応じて外部専門家の活用を図ること等により、法令および定款に反する行為の未然防止に努める。

(3)取締役は、他の取締役および使用人の職務の執行について、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役、常務会および取締役会に報告し、その是正を図る。

(4)内部監査部門として業務執行部門から独立した監査室を置くとともに、コンプライアンスの統括部署として法令遵守室を設置し、コンプライアンス体制の構築・強化を図る。

(5)法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての内部通報体制を、法令遵守規程および内部通報規程に定め、その整備・運用を行う。

(6)監査役は、当社のコンプライアンス体制および内部通報体制の整備・運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(1)取締役の職務執行に係る情報については、法令や社内規程等に基づき、文書等の保存を10年間行う。保存は極力電子媒体に保存するとともに、検索性の高い状態で管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

(2)情報の管理については、情報セキュリティや内部情報管理に関する諸規程、個人情報保護に関する基本方針を定めて、適正に管理する。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)当社の業務執行に係るリスクとして、以下のリスクを認識し、その把握と管理のためのリスク管理体制を整備する。

a 主力製品等の事業展開に係るリスク

b 財政状態、経営成績の変動に係るリスク

c 海外での事業活動に係るリスク

d 自然災害に係るリスク

(2)リスク管理体制の基礎として危機管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。

(3)不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置するとともに、必要に応じて顧問弁護士等を含む外部アドバイザリーチームを組織し、迅速かつ適切な対応により、事態の把握と損害の発生・拡大の防止に努める。また、事業継続に重大な影響を与える事態に備え、事業継続計画（BCP）の策定、事業継続マネジメントシステム（BCMS）の構築・運用により、事業への影響を最小限に止める体制を整える。

(4)化学メーカーとして重要な課題である「環境」と「安全」については、そのリスクを専管する組織として、「環境管理委員会」「安全衛生管理委員会」「製品安全管理委員会」等を設け、担当部門が専門的な立場から、環境面、安全・衛生面、製品安全面の監査を行う。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月１回定期に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

(2)取締役会は、経営機構および各取締役の管掌業務を定め、各取締役は、取締役職能内規、職制規程等に基づき、それぞれの業務執行を行う。

(3)取締役会の経営監督機能をより強化し、経営効率の向上や機動的な意思決定を図るため執行役員を選任する。また、取締役が出席する常務会を毎週開催し、業務執行に関する基本的事項および重要事項に係る意思決定を行う。さらに、執行役員を加えたメンバーでの経営企画会議を開催し、特に絞り込んだ重要なテーマについて議論を行う。

5．当社およびその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)当社、およびその子会社・主要な関連会社からなる企業集団（以下「グループ会社」という。）における業務の適正を確保するため、「日本特殊塗料行動規範」を基礎に、各社が取締役および使用人の行動指針となる行動規範や諸規程を定め、コンプライアンス体制の構築・強化を図る。

(2)グループ会社の経営管理については、各社の経営の自主性および独立性を尊重しつつ、グループ会社の健全性および効率性の向上を図るため、関係会社管理規程を定める。

(3)グループ会社における経営上の重要な事項については、関係会社管理規程に基づき、当社の承認または当社への報告を求めるとともに、各社は業務執行状況・財務状況等を定期的に当社に報告するものとする。また、各社の事業運営やリスク管理体制などについて、各担当取締役が、総合的に助言・指導を行う。

(4)取締役は、グループ会社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役、常務会および取締役会に報告し、その是正を図る。

(5)グループ会社が当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、各社の取締役、監査役および使用人は、監査室または法令遵守室に速やかに報告するものとする。監査室および法令遵守室は、直ちに監査役に報告するとともに、意見を述べることができるものとする。監査役は、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

6．監査役の職務を補助すべき使用人に関する当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1)監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合は、当社の使用人から監査役補助者を任命する。監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得た上で、取締役会が決定することとし、取締役からの独立を確保する。

(2)監査役補助者は、業務の執行にかかる役職を兼務しない。

7．取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)取締役および使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、監査役に都度報告するものとする。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求めることができるものとする。

(2)内部通報に関する規程を定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について、監査役への適切な報告体制を確保する。また、当該情報提供を理由とした不利益な処遇は、一切行わない。

(3)代表取締役は、監査役と適宜会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見交換などを行い、意思の疎通を図るものとする。

(4)取締役会は、業務の適正を確保する上で重要な業務執行の会議への監査役の出席を確保する。
(5)監査役は、会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図るものとする。
(6)監査役は、監査の実施にあたり独自の意見形成を行うため、必要に応じて、会社の費用で法律・会計の専門家を活用することができるものとする。

8. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
(1)当社は、法令および社会規範を遵守し、良識ある企業活動を行って社会に貢献することを目指す。
(2)当社は、反社会的勢力による不当な要求に一切応じず、毅然として対応し、反社会的勢力および反社会的勢力と関係ある取引先とはいかなる取引も行わない。また、その旨を行動規範に定め、役員および社員に周知徹底を図る。
(3)反社会的勢力に関する相談・通報窓口を法令遵守室とし、事案の発生時には所轄警察署や顧問弁護士等、外部の専門機関と連携し、速やかに対応できる体制を構築する。

以上

参考資料「模式図」:巻末「添付資料」をご覧ください。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、法令および社会規範を遵守し、良識ある企業活動を行って社会に貢献することを目指しております。
また、反社会的勢力による不当な要求に一切応じず、毅然として対応し、反社会的勢力および反社会的勢力と関係ある取引先とはいかなる取引も行わない旨を行動規範に定め、役員および社員に周知徹底を図っております。
反社会的勢力に関する相談・通報窓口については法令遵守室とし、事案の発生時には所轄警察署や顧問弁護士等、外部の専門機関と連携し、速やかに対応できる体制を構築しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

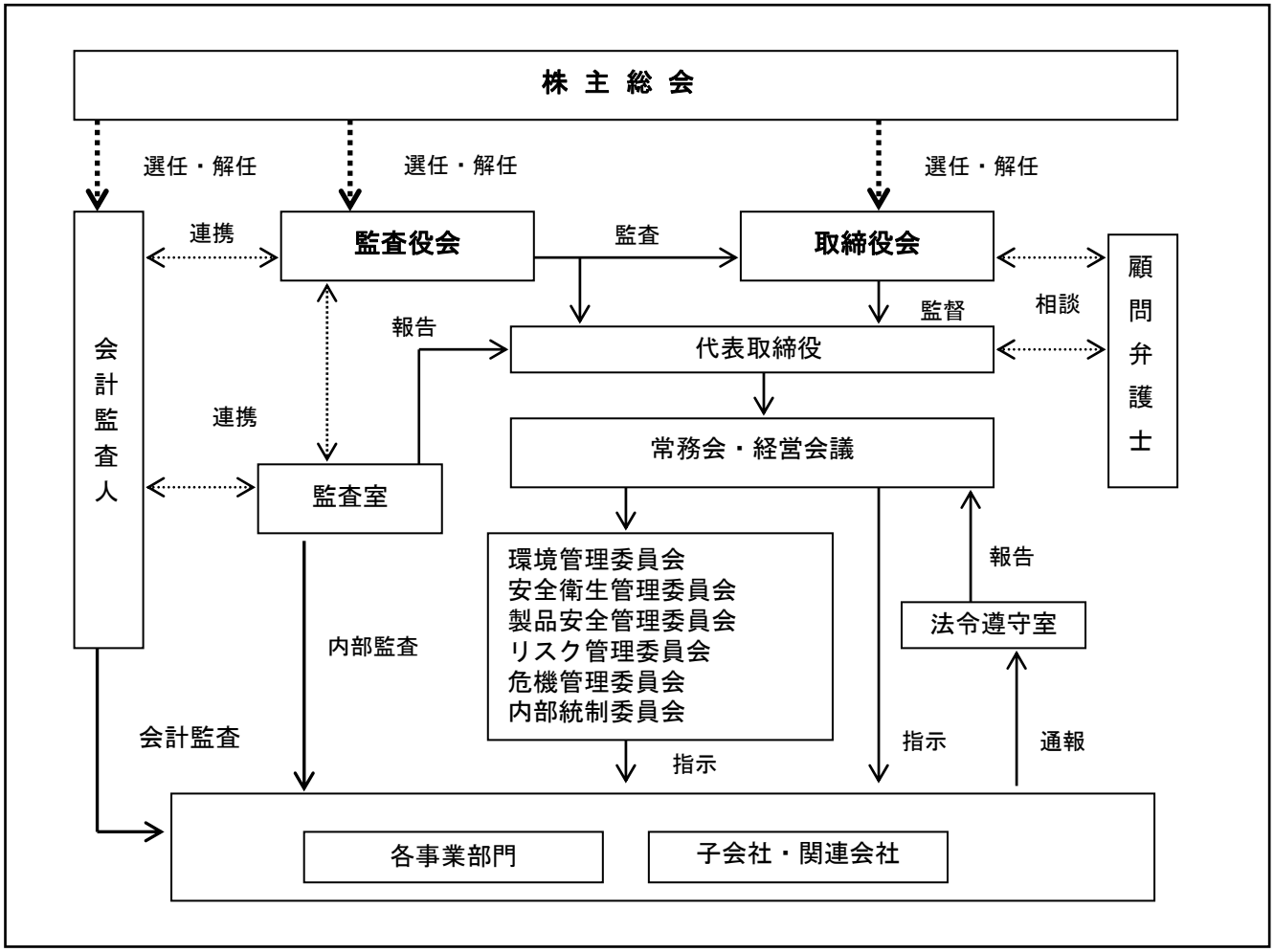
買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要
1. 会社情報の開示基準
　当社は、投資家に適時適切な会社情報の開示を行うことを基本姿勢とし、内部情報管理規程に従って、会社情報（決定事実・発生事実・決算に関する情報）の適時開示を行っております。
　また、株主・投資家の当社に対する理解を深め、その適正な評価に資するために必要と思われる会社情報につきましても、適時開示を行っております。
2. 会社情報の適時開示に係る社内体制
(1)決定事実に関する情報
　当社の重要な決定事実は、担当各部署で起案し、原則毎月開催される取締役会、または原則毎週開催される常務会で決定しております。
　決定された重要な事実が適時開示事項に該当するかどうかは、それぞれ取締役会、常務会において検討し、適時開示が必要と決定された場合は、遅滞なく開示手続をとります。
(2)発生事実に関する情報
　重要な発生事実は、発生事実を管掌する部署から、その部署を統括する取締役を通じて、取締役会または常務会に報告されます。
　重要な発生事実が適時開示事項に該当するかどうかは、それぞれ取締役会、常務会において検討し、適時開示が必要と決定された場合は、遅滞なく開示手続をとります。
　重要な事実の発生後、取締役会、常務会まで日数がある場合は、代表取締役社長、情報取扱責任者である取締役を含む関係取締役が適時開示事項に該当するかどうかを検討し、適時開示が必要と決定された場合は、遅滞なく開示手続をとります。
(3)決算に関する情報
　決算に関する情報は、財務部にて決算書類を作成し、取締役会での承認を受けて、同日開示しております。
　また、業績予想の修正、配当予想の修正等については、随時、取締役会、常務会において検討し、適時開示が必要と判断された場合は、遅滞なく開示手続をとります。
(4)その他
　当該情報は、情報取扱責任者の指揮のもと、担当部署である財務部において、TDnetでの適時開示を行うとともに、当社ホームページに適時開示資料の掲載を行っています。


株 主 総 会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
会計監査人
連携
監査役会
監査
取締役会
顧問弁護士
相談
監督
報告
代表取締役
連携
常務会・経営会議
監査室
環境管理委員会
安全衛生管理委員会
製品安全管理委員会
リスク管理委員会
危機管理委員会
内部統制委員会
報告
法令遵守室
内部監査
会計監査
指示
指示
通報
各事業部門
子会社・関連会社